

ドイツにおける研究公正と「学問の自由」(1):
ドイツ研究振興協会(DFG)の機能と法制度上の課題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-12-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 基貴, 栗島, 智明 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00026230

ドイツにおける研究公正と「学問の自由」（1）

—ドイツ研究振興協会（DFG）の機能と法制度上の課題—

Wissenschaftliche Integrität und Wissenschaftsfreiheit in Deutschland (1)
- Aufgaben und Organisation der Deutschen Forschungsgemeinschaft (DFG) unter besonderer
Berücksichtigung ihrer rechtlichen Grundlage -

藤井 基貴¹, 栗島 智明²

Motoki FUJII and Tomoaki KURISHIMA

（平成 30 年 11 月 16 日受理）

ABSTRACT

Das Grundrecht der Wissenschaftsfreiheit, das durch Art. 5 Abs. 3 Grundgesetz verfassungsrechtlich gewährleistet ist, ist in Deutschland auch gesellschaftlich als hohes Gut betrachtet. Dementsprechend wird die Wissenschaft in Deutschland tatsächlich nicht durch den Staat selbst gefördert oder gar kontrolliert, stattdessen gibt es verschiedene selbstverwaltende Organisationen der Wissenschaftsförderung. Eine zentrale Rolle spielt u.a. die Deutsche Forschungsgemeinschaft (DFG), welche 1951 als Nachfolgeorganisation der Notgemeinschaft der deutschen Wissenschaft als privatrechtlicher Verein gegründet wurde. In diesem Aufsatz werden die Aufgaben und Organisation der DFG ausführlich vorgestellt und analysiert. Die Aufgabe der DFG ist nämlich nicht nur auf die finanzielle Unterstützung der einzelnen Wissenschaftler beschränkt, sondern sie fördert die Wissenschaft auf verschiedene Weise, z.B. durch Veröffentlichung von Richtlinien zur guten wissenschaftlichen Praxis oder durch internationale Zusammenarbeit. Die Organisation der DFG wird in diesem Aufsatz vor allem aus rechtlicher Perspektive analysiert.

1. はじめに

科学技術・学術研究の高度化及び国際化によって、各国の国情に即した「国家研究公正システム」(National Research Integrity System, NRIS) 及び「国家イノベーションシステム」(National Innovation System, NIS) の再構築が進められている。我が国でも、研究不正に対する対応は喫緊の課題とされており、2014 年に文部科学省は「研究活動における不正行為への対応等に関する

¹ 学校教育系列

² 慶應義塾大学

ガイドライン」を整備して、研究倫理教育の充実による「研究者倫理の向上」を目指している。その一方で、過去の事例に即したコンプライアンス型の予防教育や罰則強化の行き過ぎによって、先端的・革新的な研究活動への意欲や取組が阻害されることも懸念されている(松澤孝明, 2017)。欧州では2014年より「責任ある研究とイノベーション」(Responsible Research and Innovation, RRI)の両立を標榜し、これを中軸とする科学技術政策「欧州2020」を策定して、新たな成長戦略を打ち出した。

本研究の対象となるドイツでは「学問、研究および教授の自由」が基本法(他国の憲法に相当)によって保障されており、大学や研究機関が高い独立性・自律性を有していることで知られている。そのため国家統制的な研究管理システムを置かず、研究者及び研究機関の相互作用によるセルフ・コントロール型システムの高度化を推進することで独自の研究風土を醸成してきた。国内最大の研究助成機関とされるドイツ研究振興協会(Deutsche Forschungsgemeinschaft, 以下「DFG」)は、タックスペイヤーである国民からの付託を受けた組織として連邦政府からも独立した権限を有しており、欧州諸国の科学技術政策に対しても大きな影響力を持つ。その制度上の特徴については山崎(2002)、徳本(2006)、松澤(2014b)、藤井他(2014、2015、2016)らによる紹介・分析がある。ただし、近年ドイツでは研究開発資金の増加及び研究組織の多様化が進んでおり、これによってDFGの在り方に対しても組織的変革が求められているほか、その法的位置づけについても争いがある。本論文では現在、DFGが果たしている研究支援機能及び取組を分析した上で、ドイツにおける関係者へのヒアリングをもとに、その法制度上の課題について検討する。

2. ドイツ研究振興協会(DFG)の機能

ドイツでは総合大学、専門大学、連邦研究所、州立研究所など750にのぼる研究機関が公的資金で運営されている。これに加えて、民間企業の研究組織も多数存在しており、すべての研究機関をあわせると55万以上の研究職ポストがあるとも言われている。2000年代においてドイツの研究界では優秀な人材の国外流出が懸念されていたが、いまやドイツへの人材流入が続いており、研究職ポストも増加傾向にあると言われている。その背景には連邦政府が主導してきた科学技術の重点化政策がある。

2005年6月23日、ドイツ連邦政府は州政府と「研究・イノベーション協約」(Pakt für Forschung und Innovation)を結び、主要な研究機関への支出を毎年3%以上増やすことで合意した。これによりDFGを始めとして、マックス・プランク協会(Max-Planck-Gesellschaft)、ヘルムホルツ協会(Helmholtz Gemeinschaft)といった主要な研究支援機関は年々予算を拡大し、併せて研究費配分の効率化を図ってきた。さらに、ドイツ連邦政府は2005年に「エクセレンス・イニシアティブ」と呼ばれる競争的資金を導入して、優れた成果が期待される研究プロジェクトを選択することで、集中的な資金提供を行っている。第1期となる2006年から2012年には19億ユーロ、第2期となる2012年から2017年には27億ユーロがドイツ政府から提供され、DFGはドイツ学術審議会(Wissenschaftsrat)とともに国際審査委員会を組織して、同プロジェクトの運営を担ってきた。同資金の75%は連邦政府が拠出しており、25%は州政府が負担する。こうした取組の成果として、ドイツは国際ランキングにおいて論文数及び引用数において上位を維持しているとされており¹、その堅調な科学技術政策は他国からも高く評価されている。

ドイツ国内における研究開発費の総額はいまや890億ユーロ(約1兆1500億円)にのぼり、

そのうち 30%が連邦政府と州政府から拠出され、その他の民間企業からの資金提供が大部分を占める。ドイツ国内に 4,000 ほどある財団や EU から還元される資金も全体の一部を担っているが、全体の 1~2%に留まっている。DFG は大学内外の研究組織に研究資金を配分する中心的な研究助成機関として、年間 32 億ユーロを運用しており、32,000 件を超える研究プロジェクトを支援する (2018 年現在)。

DFG は研究助成の審査にあたってピア・レビュー制度を採用しており、毎年 10,000 人ほどの国内外の研究者 (主に大学の研究者) をレビュアーとして選出する。ボトムアップ方式による選抜を通して競争的資金を配分し、とりわけ基礎研究への支援を重視してきた。法人としてはドイツ民法典に基づく登記社団 (eingetragener Verein) の形態をとっている。本部はドイツのボンにあり、ベルリンにも支部がある。ワシントン、ニューヨーク、モスクワ、ニューデリー、東京に在外事務所があり、北京には中国・ドイツ研究振興センターが置かれている。

DFG の最大のミッションは競争型選抜による研究助成にあるが、他にもキャリア支援、国際共同研究の奨励、産学連携強化および関連団体への助言等も行っている。若手研究者の支援については、博士号を取得して 2 年から 4 年以内の研究者に対して、年間 16 万ユーロの支援を 5 年間にわたって行う「エミー・ネーター・プログラム」(Emmy Noether-Programm) が知られている。この制度は若手研究者の早期独立を促す目的で、毎年 60 名程度を選考し、給与及び研究チームを組織するための費用を提供してきた。採択にあたっては七つの条件が付されている。第一は、早期に独立できる能力を習得すること、第二は、メンターを持つこと、第三は、学際的な議論を可能とする研究環境、第四は、博士課程学生やポスドクが近い距離にいること、第五は、透明性の高いテニュアトラックシステムを有すること、第六は女性研究者を適切に処遇すること、第七は、家族と生活するための財政支援、である。同プログラムはマックス・プランク協会の「研究グループリーダー制度」に範を採って、DFG のヴィンナッカー元会長 (Ernst-Ludwig Winnacker) のもとで 1999 年から開始されたものであり、その後 EU の取組にも導入されるにいたった (永野, 2016)。

また、DFG は研究界における男女の雇用機会均等を目指す取組にも注力している。2008 年に「研究活動における男女平等スタンダード」(Forschungsorientierte Gleichstellungsstandards) を導入し、大学を始めとする研究機関における男女平等化を定量的データに基づいて評価して、その結果を公開してきた。2017 年には DFG の内部組織である意志決定委員会や関連部会での女性比率を 30%まで引き上げる目標を立てており、その実施に向けた取組を加速させている。

近年の DFG による取組のなかでもっとも注目を集めたのは、研究倫理に関する要綱「学術研究の善き実践の確保」(Empfehlungen zur Sicherung guter wissenschaftlicher Praxis、以下「DFG 提言」) の改訂であろう。1998 年に最初に発表された「DFG 提言」は 16 項目から構成されていた。同提言はドイツ最大の研究不正事件と言われる「ヘルマン・ブラッハ事件」²を契機として策定されたものであり、ドイツにおける研究公正システムの基礎をなし、同提言によって研究不正への対応としてオンブズマン制度が導入されたこともドイツの特色の一つとなっている。

しかし、こうした対策が導入されて以降も、ドイツの研究界はたびたび研究不正への対応に追われてきた。ドイツの研究界を大きく揺るがせた「ベル研事件」³では、「名誉オーサーシップ」あるいは「ギフトオーサーシップ」と呼ばれる共著論文の慣行が厳しく批判された。また、政府要人の過去の博士論文における盗用も社会的関心を集めた。2011 年に国防大臣に就任したグッテンベルク (Karl-Theodor Freiherr von und zu Guttenberg) は 2007 年にパイロイト大学に提

出した博士論文での盗用を指摘され、政界を迫われた。2013年には教育大臣シャヴァーン(Annette Schavan)が1980年にデュッセルドルフ大学に提出した博士論文での盗用疑惑を指摘され、大臣を辞した。これらは研究機関や科学者の自律性にゆだねられてきた研究不正に対する取り組みそのものを問いなおす契機ともなり、DFGは2013年に提言の改訂部分を「補遺」として発表するにいたる。「補遺」において加筆されたのは「後進研究者の支援」(提言4)「オンブズマン制度の充実」(提言5)、「研究データの保管」(提言7)、「不正行為に関する手続きの保護と強化」(提言8)、「学術雑誌の査読指針」(提言12)であり、加えて第17項目として「内部告発」(提言17)が追加された⁴。

オンブズマン制度について補足しておく、オンブズマンにはDFGによって選定される4名の「ドイツ研究オンブズマン」(Ombudsman für die Wissenschaft)と各大学や研究機関で配置されるローカル・オンブズマンとがある。ドイツでは研究不正事案について相談者が研究者でもあるオンブズマンに相談することによって、対話による問題解決を重視してきた。そのためオンブズマンというコンタクトパーソンを各機関に用意することが研究不正行為の未然防止策として採られてきたのである⁵。「ドイツ研究オンブズマン」の役割は相談者が所属機関内において対応や解決が困難な事案に対応することであり、毎年作成される年間報告によれば2017年度は100件以上の事案に対応している⁶。2018年9月、DFGは研究不正対応に係る手続きを整理した「善き学術の実践に向けた手続きガイド」(Verfahrensleitfaden zur guten wissenschaftlichen Praxis)を新たに公開し、関係機関への周知を図っている。

2013年に本稿筆者がDFG本部で行ったインタビュー調査において、DFGの当時の広報担当者は「私たちの機関が1998年6月にドイツ最初の研究倫理に関する指針『DFG提言』をまとめたことは意義があると思います。最初に発表するという事は少なくとも先行したモデルとなるからです」(藤井、2014)と述べている。実際に、同提言は大学や研究機関がみずからガイドラインを設けることを奨励して、ドイツの研究界に変革をもたらした。同提言を受けて「ドイツ大学長会議」(Hochschulrektorenkonferenz, HRK)は1998年7月にモデル・ガイドラインを示し、各大学および研究機関においてもルールづくりが進められたのである。それらのすべてが「DFG提言」に準拠しているわけではないが、DFGはドイツにおける研究公正システムの中心的なエージェントとしての自覚のもとで、独立した研究助成機関としての役割を果たしてきたといえるだろう。

3. ドイツ研究振興協会(DFG)の法制度上の課題

ここまでDFGの組織や役割、個々の取組について紹介してきたが、本章ではその法制度上の仕組みと問題点をみていくことにする。

文化や芸術などと同様、学問もまた国家による財政的支援を必要とするが、その具体的な支援にあたっては当該分野の個々の研究者の自律を可能な限り保障することが、その発展にとって重要である。本稿冒頭で触れた通り、ドイツ連邦共和国基本法はその5条3項において学問の自由を保障しているが、その意義について連邦憲法裁判所は次のように述べている:「学問は、国家による外部決定から自由な、個々の学者の個人的責任と自律的責任による領域として、宣言されるに至った」(BVerfGE 35, 79 [112])。このように、学問(Wissenschaft)——この語は一般に、研究(Forschung)と教授(Lehre)の上位概念として理解される——は国家による影響を受けないということが憲法上の原則となっていることに、まずは注意が必要である。

ところが、こんにちの学術研究は、特に自然科学分野において高額な設備なしには遂行しえないものとなっており、とりわけ将来における応用可能性が不透明な基礎研究分野において、そのような資金を提供しうるのは国家を措いてほかに存在しない。このような現実の状況下では、学問の自由は国家的介入を防ぐだけでなく、いわば自由行使の前提として、国家による給付にあずかることをも内実として含むものと解されなければならない（この学問の自由の二重の側面につき、栗島（2014）、p. 254）。

ただし、その場合には学問の領域における「給付と自由」という困難な問題が生まれる⁷。すなわち、国家がみずから学問のための資金を提供する場合には、重点分野が国家それ自体によって選抜されることとなり、本来、外部的決定から自由なものとして保障された学問領域が脅かされる。他方で、国家がまったく助成をしないとすれば、芸術などと同様、ほとんどの学問は生き延びることができないだろう。

ドイツにおいて、この問題を解決するための鍵となる役割を果たしているのが DFG である。すなわち、ドイツの連邦及び州政府は個々の研究者に資金を直接与えるのではなく、また、研究助成のための特別な国家機関を設立するのでもなく、まずは研究助成のための予算を（民法上の登記社団である）DFG に委ね、そのうえで、研究者・研究機関の自治組織としての DFG が、与えられた予算の用途について決定する、というかたちをとっているのである。このように、私法上の法人である DFG に公的資金を委ね、さらに、その選考でピア・レビューの手続きを採ることによって、国家助成を受けた領域においても、分野ごとの研究者による自己決定と自己責任を保障することが可能となっている。国家がみずから研究助成を遂行する国も多いなか、このような研究助成の制度は大いに参照に値する⁸。

さて、予算の 99% が連邦及び州の支出によって成り立っている⁹ DFG が公法上の法人ではなく、あえて民法上の登記社団という形式を採っているのは、第一次世界大戦後の 1920 年、前身機関の設立の際に、カイザー・ヴィルヘルム協会（1911 年設立。マックス・プランク協会の前身）の例にならったという理由もあるようだが、それ以上に、DFG があくまでも自主的な集まりであること、言い換えれば、国家により設立された組織ではないことを強調する意義があると説明される（Zierold (1960), p. 483）。実際、DFG は総会において自主的に制定する内部規則（Satzung）を有している（1951 年 5 月 18 日制定、最終改正 2014 年 7 月 2 日）。しかし、DFG が国の法律で設立された機関であればまだしも、どのような法的根拠に基づいて、私法の形態を採る法人に対して連邦と州政府が共同で大規模な公金を投入することが認められているのだろうか。以下、DFG の法的根拠についてやや立ち入ってみていくことにする。

この点を考えるうえで最初に確認すべきは、連邦制を採るドイツにおいて、文化や宗教・学術・教育に関する権限は原則として州に属するという点である。基本法 30 条は、国家の権能行使及び国家の任務遂行は同法に特別の定めがない限り、原則として州のなすべき事項であると定め、連邦の権限を列举事項に限定している。また、立法権、行政権について同様の規定がそれぞれ 70 条、83 条に置かれている。特に文化や宗教・学術・教育の分野については連邦の立法・行政権限がほとんど認められていないことから、この領域では州が基本的な決定権を有しており、州の文化高権（Kulturhoheit der Länder）ということが言われる。

さて、1949 年制定当時の基本法は、連邦と州の行政がそれぞれ独立して遂行されるものとして起草され、学説においても 1950 年代には連邦と州による混合行政（Mischverwaltung）の禁止が原則として説かれていた。しかし、実務においては早くから、学術・教育などの様々な領域

で連邦と州の行政協定に基づく連携が図られており、その憲法適合性が問題視されていた。もっとも、人々の州を越える移動が当たり前となっていくなかでドイツ全域における生活環境を統一化する必要性があったため、連邦と州が共同で行政を遂行することそれ自体を批判する声は少なく、むしろそれを積極的に憲法的に認めるべきであるとの意見が強くなった (Stern (1980), pp. 832-835)。そのようななか、1969年の基本法改正で「共同任務 (Gemeinschaftsaufgaben)」という標題の新たな章 (8a) が設けられ、91a、91b 条が新設された。本稿の内容との関連では、この 91b 条が、学問助成における連邦と州の協定を通じた協働を可能にしている点で重要な条文である¹⁰。

さて、一般に DFG の前身機関として知られる「ドイツ学術扶助会 (Notgemeinschaft der deutschen Wissenschaft)」(1920年設立、以下「NDW」) は戦後、1949年1月に再建されたが、その際に各州による助成の根拠となったのが、いわゆる「ケーニヒシュタイン州間合意 (Königsteiner Staatsabkommen)」であった。同協定では、数ヶ月後にドイツ連邦共和国 (いわゆる「西ドイツ」) を構成することになる州が集まって、大型研究機関の助成について合意された (Führ (1998), p. 70)。そして、1951年には NDW が「ドイツ研究評議会 (Deutscher Forschungsrat)」と合併し、DFG として活動を開始することとなる。上述の通り、連邦と州が学術分野において協働することは基本法上想定されていなかったのであるが、1957年にはすでに行政協定によって連邦と州の共同出資が始められた。その後、1969年になってようやく憲法上の根拠が創設される。

新設された 91b 条を根拠として、1970年には連邦と州によって「教育計画のための合同委員会」が設立された。同委員会は 1975年に「研究助成に関する大綱協定」の締結によって研究助成の任務を引き受けるようになったことから、以後「教育計画及び研究助成のための連邦と州の委員会 (Bund-Länder-Kommission für Bildungsplanung und Forschungsförderung, BLK)」の名称で活動するようになる。その後の基本法改正によって教育計画に関する任務が失われたことから、2008年には同委員会の後継として「共同学術会議 (Gemeinsame Wissenschaftskonferenz)」(以下、「GWK」) が創設され、それが現在にいたるまで、学術研究政策と財政的支援に関する連邦と州のプラットフォームとして機能している。こんにち、DFG の国家助成は「GWK の創設に関する連邦及び州の行政協定」(2007年9月11日、最終改正 2017年11月10日) の附則 1 条ならびに全 6 条からなる「ドイツ学術振興協会の共同助成に関する GWK 協定の実施合意」(2008年10月27日、最終改正 2015年4月17日) を直接の根拠としている。

ここまで DFG への公金支出の法的メカニズムの概要をみてきたのだが、上述の通り、DFG が私法上の団体として存立していることには十分の理由がある一方、それが法律の根拠に基づいていないことについてはかねてより批判的な見解もみられ¹¹、本稿筆者が 2018年にボン大学で行ったヒアリングにおいて、学問法を専門とするゲルディッツ教授も、本来 DFG は法律の根拠を必要とする旨を述べていた¹²。それには大きく二つの理由がある。

第一に、民主的正統性の観点から法律が要求される。民主国家における国家権力は、主権を有する国民により正統化された機関によってのみ行使されるところ、DFG による公金の使用については民主的正統性が担保されていないという問題がある。というのも、私法上の団体である DFG は、公金の受託により、いわば国家の代わりに学術助成の資金配分を行う権限を行使することが認められているとみることができる。それにもかかわらず、DFG の設立、組織及び手続きについては国民代表たる議会が立法というかたちで何ら関与しておらず、もっぱら行政

の取決めによって DFG への公金助成がなされていることは、民主制の観点から問題があるとされる。

第二に、学問の自由との関わりの重大性という観点からも、法律の根拠が要求される。ドイツでは一般に、一定の事項を立法により定めなければならないとする「法律の留保」原則が重要視されており、特に、連邦憲法裁判所の確立した判決によれば、基本法の法治国家原理と民主政原理から、基本権の行使にとって本質的な事項は立法者がみずから定めなければならない、その決定を行政に委ねてはならない、とする「本質性留保」が妥当するとされている (BVerfGE 47,46 [78 f.], より詳しくは大橋 (1993))。この点、DFG による助成の可否の決定は、個々の研究者の学問の自由という基本権の行使にとって少なからぬ影響を及ぼすものであるため、本来その組織ないし手続きについては立法による規律が必要である、という批判がなされる。

このような批判がなされる前提として、そもそも、DFG が根拠とする基本法 91b 条それ自体が議会の役割を軽視した規定であることも指摘される。すなわち、同条によれば連邦と州は、行政の取決めに基づいて学術助成を行うことができるのであって、そこに議会が関与することはそもそも予定されていない¹³。このような規定自体の問題も検討される必要があろう。

4. おわりに

本稿では、それ自体としては日本においてあまり研究の対象となることがない DFG の組織と機能について、特に法制度の観点から紹介と検討を行った。本文でも述べた通り、こんにちの主に自然科学領域における研究活動は大規模な設備なしには遂行しえないものとなっており、その意味で、研究助成を受けることは学問の自由の行使と密接な関係にあるが、他方、助成対象の選抜にあたっては国家による影響力行使の可能性があるため、国家から自由な、個々の研究者の自律的な領域をいかにして担保するかが制度設計上の課題となる。たしかに DFG の法制度については以上みてきた通り批判も存在するものの、全般として見た場合には DFG の組織・活動は世界的に高い評価がなされており、EU の研究助成機関である欧州研究会議 (European Research Council, ERC) の設立 (2007 年) の際にも DFG がモデルとしての役割を果たしたと言われている。欧州の学術政策の世界的なプレゼンスがますます高まっているこんにち、改めて DFG という組織に着目する価値は高いといえるだろう。

もっとも、ドイツにおける研究助成の全体像を把握するためには、DFG のみならずその他の機関にも幅広く目を向ける必要がある。本稿の考察の対象である DFG はもっぱら国庫収入によって成り立っており、社会的・経済的有用性を重視せずに基礎研究を支援しているという特徴があるが、例えば MP3 の発明で知られるブラウンホーファー協会は、連邦・州のみならず産業界からも多くの出資を受けており、時代に合った応用研究に力を入れている。他にも、ドイツの学術政策にはドイツ大学長会議、ヘルムホルツ協会やマックス・プランク協会など、様々なアクターが多様に関わっている点が特徴的であって、一つの機関に着目するだけでは「木を見て森を見ず」となるおそれがある。そのため今後は、DFG 以外の機関の分析も課題として取り組んでいきたい。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、日本学術振興会ボン研究連絡センターの小平桂一センター長および出口智子副センター長、ドイツ研究振興協会 (DFG) の Harald von Kalm 国際・統合業務部長、

ボン大学法学部の Klaus Ferdinand Gärditz 教授、ドイツ大学連盟 (DHV) の Michael Hartmer 副会長からご協力・ご助言をいただいた。記して感謝申し上げたい。なお、本研究は JSPS 科研費 15K04288 及び 18H00973 の助成を受けて実施されたものである。

参考文献・関連文献

- 蟻川恒正 (1997) 「国家と文化」岩村正彦ほか編『岩波講座 現代の法1 現代国家と法』岩波書店, 191-224頁.
- 大橋洋一 (1993) 『現代行政の行為形式論』弘文堂.
- 栗島智明 (2014) 「ドイツにおける近年の大学改革と学問の自由: 「学問マネジメント」の憲法適合性をめぐって」『法学政治学論究』103号, 233-266頁.
- 徳本広孝 (2006) 「研究者の不正行為とオンブズマン制度: ドイツの取り組み」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』2(3), 61-73頁.
- 永野博 (2017) 『ドイツに学ぶ科学技術政策』近代科学社.
- 長谷部恭男 (2006) 「憲法学からみた生命倫理」(初出2004年) 同『憲法の理性』羽鳥書店, 150-163頁.
- 藤井基貴・山本隆太 (2014) 「ドイツにおける研究倫理への取り組み(1) —『DFG提言』(1998) および『補遺』(2013) の検討を中心に」『教育学部研究報告(人文・社会・自然科学編)』第64号, 静岡大学教育学部編, 113-130頁.
- 藤井基貴 (2015) 「ドイツにおける研究倫理への取り組み(2) —オンブズマン制度の検討を中心に」『教育学部研究報告(人文・社会・自然科学編)』65号, 115-123頁.
- 藤井基貴・田中奈津子 (2016) 「ドイツの研究倫理:抄訳『DFG提言』(2013): 一部改定と「内部告発」項目の追加」『静岡大学教育研究』静岡大学大学教育センター, 11-23頁.
- 松澤孝明 (2014a) 「諸外国における国家研究システム(1) —基本構造モデルと類型化の考え方」『情報管理』vol.56, no.10, 697-711頁.
- 松澤孝明 (2014b) 「諸外国における国家研究システム(1) —特徴的な国家研究公正システムモデルの比較検討」『情報管理』vol.56, no.11, 766-781頁.
- 松澤孝明 (2014c) 「諸外国における国家研究システム(1) —各国における研究不正の特徴と国家研究公正システム構築の論点」『情報管理』vol.56, no.12, 852-870頁.
- 松澤孝明 (2017) 「博士人材の研究公正力(1) —グローバル化時代の研究倫理教育」『情報管理』vol.60, no.6, 379-390頁.
- 山崎茂明『科学者の不正行為—ねつ造・偽造・盗用』丸善, 2002年.
- Führ, Christoph (1998), ‚Zur Koordination der Bildungspolitik durch Bund und Länder‘, in: C. Führ/C.-L. Furck (Hrsg.), *Handbuch der deutschen Bildungsgeschichte*, Band VI/1, C.H.Beck, pp. 68-86.
- Oppermann, Thomas (1969), *Kulturverwaltungsrecht. Bildung – Wissenschaft – Kunst*, J.C.B.Mohr (Paul Siebeck).
- Schuppert, Gunnar Folke (1983), ‚Selbstverwaltung als Beteiligung Privater an der Staatsverwaltung?‘, in: *Selbstverwaltung im Staat der Industriegesellschaft. FG Georg Christoph von Unruh*, R. v. Decker's Verlag, G. Schenck, pp. 183-205

- Siekmann, Helmut (2018), ‚Kommentierung zu Art. 91b GG‘, in: M. Sachs (Hrsg.), *Grundgesetz-Kommentar*, 8. Aufl., C.H.Beck, pp. 1938-1953.
- Stern, Klaus (1980), *Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland*, Band II, C.H.Beck.
- Trute, Hans-Heinrich (1994), *Die Forschung zwischen grundrechtlicher Freiheit und staatlicher Institutionalisierung*, Mohr Siebeck.

註

- ¹ 科学技術・学術政策研究所の報告によれば、2013年から2015年の集計においてドイツは論文数が世界主要国において3位（日本は4位）、被引用回数においても4位（日本は9位）となっている。
- ² 1997年、細胞成長に関する基礎医学の研究者ヘルマン（Friedhelm Herrmann）とその助手ブラッハ（Marion Brach）による共同研究において実験事実の不正が明らかとなった。二人は1988年から1996年の間に37の論文を発表し、それらのすべてにおいてデータの捏造、操作および偽造が繰り返されていた。
- ³ 2000年から2001年に、アメリカ・ベル研究所の物理学者ヤン・ヘンドリック・シェーン（Jan Hendrik Schön）は数々の論文を科学雑誌『サイエンス』や『ネイチャー』に掲載した。2002年に実験結果のほとんどにデータの捏造があったことが調査で明らかとなった。彼が発表した論文には著名な研究者も指導者として名を連ねていたにも関わらず、誰も実験事実の確認を行っていなかった。
- ⁴ 改訂された「DFG提言」については以下を参照のこと。藤井基貴・田中奈津子（2013）。
- ⁵ 研究オンブズマン制度については以下を参照されたい（ただし、同論文執筆以降にDFGオンブズマンは医療系分野における研究不正行為への対応のため3名から4名へと増員された）。藤井基貴（2015）。
- ⁶ Ombudsman für die Wissenschaft, *Jahresbericht 2017 an den Senat der DFG und die Öffentlichkeit*, 2017.
- ⁷ この問題に関しとりわけ示唆に富む研究として、蟻川恒正（1997）、長谷部恭男（2006）を参照。
- ⁸ DFGを国家的領域に分類するか、あるいは市民的領域に分類するのかについてはかねてより学問上の議論がある。参照、Oppermann (1969), pp. 429-431; Schuppert (1983), pp. 198-199; Trute (1994), pp. 661-663, 677-678.
- ⁹ 2017年の会計では、DFGの収入の67.9%を連邦が、31.2%を州が占めており、国庫からの収入は併せて99.1%となっている。DFG, *Jahresbericht 2017*, p. 232.
- ¹⁰ 91b条は2006年、2014年に改正を経ているが、現在の文言は次の通りである：「①連邦及び州は、特定の地域の枠を越えた意義を有する案件において、協定に基づき、学問、研究及び教授の助成について協力することができる。重点が大学に関わる協定は、すべての州の同意を必要とする。ただし、大規模設備を含む研究用建物に関する協定については、この限りでない。／②連邦及び州は、協定に基づき、教育制度の国際比較における能率測定のために、ならびにこれに関して報告し提言するに際して、協力することができる。／③費用負担については協定により規律する。」
- ¹¹ 例えば Trute (1994), pp. 686-688; Siekman (2018), p. 1949.
- ¹² 2018年8月14日に本稿筆者の藤井・栗島がボン大学で行った、同大学法学部教授クラス・フェルディナンド・ゲルディッツ氏（Klaus Ferdinand Gärditz）からのヒアリング。
- ¹³ この点を厳しく批判するものとして、Siekman (2018), pp. 1952-1953.